

名張市斎場の使用料の見直しについて

1. 見直しの趣旨及び背景

名張市斎場の使用料のうち死体の火葬、霊安室及び待合室の使用（以下これらを「火葬等」といいます。）に係るものについては、市内・市外の区分を設けており、死亡者又は使用者が本市の住民基本台帳に登録されている場合には市内区分を適用し、それ以外の場合には市外区分を適用し、死体の火葬は5倍、霊安室及び待合室は3倍の使用料を徴収しています。

現状、県内の他市の公営火葬場では、死亡者が死亡時にその市の住民基本台帳に登録されていた場合に限り市内区分を適用する市が多数であり、使用者がその市の住民基本台帳に登録されている場合においても市内区分を適用する市は、本市を含め3市に留まり、近隣自治体において相互利用が可能な施設である公営火葬場において、負担の公平性及び近隣自治体との均衡を欠く状況となっています。

このような状況に鑑み、名張市斎場の火葬等に係る使用料について、市内区分の適用範囲を改めるため、名張市斎場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」といいます。）を改正しようとするものです。

2. 条例改正の内容

現行、条例で規定する火葬等に係る使用料の市内区分は、死亡者又は使用者が住民基本台帳に登録されている者としていますが、死亡者が死亡時に本市の住民基本台帳に登録されている場合（死産児はその父又は母が本市の住民基本台帳に登録されている場合）に限り適用することとします。

（改正前後の火葬等に係る使用料）

住民基本台帳 の登録		火葬に係る使用料		霊安室及び待合室に係る使用料※	
死亡者	使用者	改正前	改正後	改正前	改正後
市内	市内	市内 12,000円	市内 12,000円	市内 3,000円	市内 3,000円
市内	市外	市内 12,000円	市内 12,000円	市内 3,000円	市内 3,000円
市外	市内	市内 12,000円	市外 60,000円	市内 3,000円	市外 9,000円
市外	市外	市外 60,000円	市外 60,000円	市外 9,000円	市外 9,000円

※待合室の和室（1）・（2）、洋室の使用料（1室につき2時間の場合）は同額です。

3. 施行期日

令和6年5月1日から施行します。